

ま政審第 号  
平成 22 年 10 月 日

兵庫県知事 井戸敏三様

まちづくり政策審議会  
会長 鳴海邦碩

「福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方について（答申）

平成 22 年 1 月 6 日付諮問第 102 号で諮問のあった、「福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方及び「福祉のまちづくり基本方針」の見直しのうち、「福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方について、別添のとおり答申します。

兵庫県では高齢者、障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、全国に先駆けて平成 4 年に「福祉のまちづくり条例」（以下条例と言う）を制定、平成 5 年から施行し、県、市町、事業者の連携と協力のもとに取組みを進めてきました。

しかしながら、条例制定以降 15 年余が経過した現在、条例を取りまく状況は大きく変化しています。兵庫県の高齢化率（65 歳以上人口比率）は、平成 7 年には 14%でしたが、平成 20 年には 21%となり、平成 47 年には 35%に達すると見込まれ、団塊の世代の高齢化の進行などにより 65 歳以上の老年人口は今後急速に増加することが予想されています。

国では平成 18 年に「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」が制定され、不特定多数または高齢者等が利用する 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物に対して建築確認制度と連動したバリアフリー整備基準の義務づけが行われています。

一方、兵庫県では福祉のまちづくり条例制定以降、新たなまちづくり関連の施策として平成 11 年に「まちづくり基本条例」を制定したほか、平成 14 年には「県民の参画と協働の推進に関する条例」、平成 17 年には「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、多様な視点から成熟社会のまちづくりに取り組んでいます。

このような状況のもと、急激な高齢化の進行を踏まえ、国における法整備の進展に対応した、福祉のまちづくりの一層の推進が求められています。

そこで、まちづくり政策審議会では、兵庫県から「福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方について諮問をうけ、「福祉のまちづくり検討小委員会」を設置し、調査、審議をすすめてまいりました。

このたび、基本的な考え方や施策の方向性について取りまとめましたので、兵庫県におかれましては本答申を十分に尊重し、福祉のまちづくり条例に掲げる基本理念を実現するまちづくり政策を推進されるようお願いいたします。

福祉のまちづくり条例の改正の基本的な考え方（答申案）

平成22年10月

まちづくり政策審議会



## はじめに

兵庫県では高齢者、障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、全国に先駆けて平成4年に「福祉のまちづくり条例」(以下条例と言う)を制定、平成5年から施行し、県、市町、事業者の連携と協力のもとに取組みを進めている。

しかしながら、条例制定以降15年余が経過した現在、条例を取りまく状況は大きく変化している。兵庫県の高齢化率(65歳以上人口比率)は、平成7年には14%となっているが、平成20年には21%となり、平成47年には35%に達すると見込まれ、団塊の世代の高齢化の進行などにより65歳以上の老年人口は今後急速に増加することが予想されている。

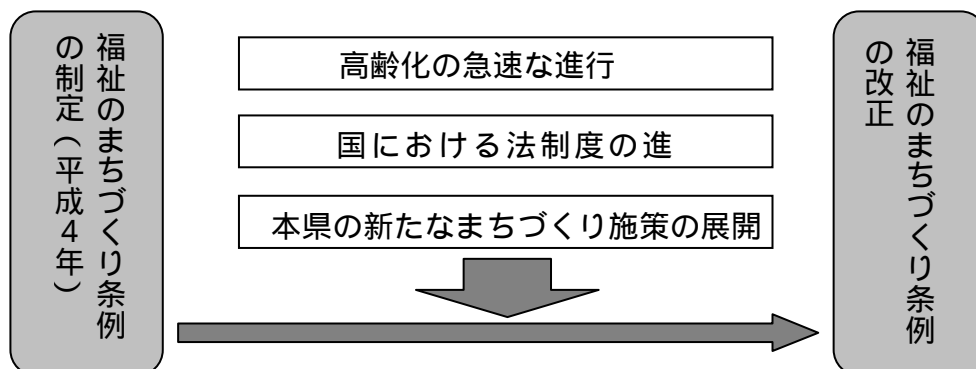
国では平成18年に「バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」が制定され、不特定多数または高齢者等が利用する2,000㎡以上の建築物に対して建築確認制度と連動したバリアフリー整備基準の義務づけが行われている。

一方、兵庫県では福祉のまちづくり条例制定以降、新たなまちづくり関連の施策として平成11年に「まちづくり基本条例」を制定したほか、平成14年には「県民の参画と協働の推進に関する条例」、平成17年には「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、多様な視点から成熟社会のまちづくりに取り組んでいる。

このような状況のもと、急激な高齢化の進行を踏まえ、国における法整備の進展に対応した、福祉のまちづくりの一層の推進が求められている。

そこで、まちづくり政策審議会では、兵庫県から福祉のまちづくり条例の改正の基本的な考え方について諮問をうけ、「福祉のまちづくり検討小委員会」を設置し、調査、審議をすすめてきた。

このたび、基本的な考え方や施策の方向性について取りまとめたので、兵庫県においては本答申を十分に尊重し、福祉のまちづくり条例にあげる基本理念を実現するまちづくり政策を推進されるよう要望する。



## 1 . 現行条例の仕組みと施行状況

現行条例では、高齢者、障害者等に配慮した施設整備等を促進するため、福祉・医療・教育施設、公共施設、店舗、住宅等の遵守すべきバリアフリー整備基準を定め、基準への適合を求めている。

### (1) 現行条例の仕組み

不特定多数が利用する施設等（特定施設）には「特定施設整備基準」の遵守を義務づけているほか、生活に密着した身近な店舗等（小規模購買施設等）については、「小規模購買施設等整備基準」を定めて適合に努めなければならないこととし、特定施設と小規模購買施設等のいずれにも届出を義務づけている。

また、住宅に関しては届出の義務は課さないものの、全ての住宅が適合に努めるべき「住宅整備基準」を示すことによってバリアフリー整備水準の向上を図っている。

#### < 条例の対象施設と主な整備基準 >

対象施設	《特定施設：H5～》 公益的施設：社会福祉・医療・教育文化施設、官公庁、駅、100㎡以上の店舗等 公共施設：道路、公園等 共同住宅等：21戸以上の共同住宅、3000㎡以上の事務所等 《小規模購買施設等：H14～》 100㎡以下の物販店舗、飲食店等 《住宅：H8～》 戸建住宅・長屋住宅・共同住宅の専用部分、20戸以下の共同住宅の共用部分
主な整備基準	通路：視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差解消等 出入口：幅員の確保等 廊下：幅員の確保等 階段：手すりの設置等 E V：かごの大きさの確保等 便所：車いすで利用できる便所の設置等 駐車場：車いす利用者区画の設置等

### (2) 現行条例の施行状況

現行条例では届出審査ほかの条例手続きは全市町に事務委任しており、施設の新築等において提出される届出件数は、平成21年末時点において特定施設が平成5年以降累計で約2万1千件、小規模購買施設等が平成14年以降累計で約2千百件に及んでいる。

#### < 特定施設の届出件数の推移（暦年） >（単位：件）

区分	17年	18年	19年	20年	21年
件数	1,754 (288)	1,816 (322)	1,545 (313)	1,371 (290)	1,174 (220)
累計	15,641 (956)	17,457 (1,278)	19,002 (1,591)	20,373 (1,881)	21,547 (2,101)

小規模購買施設等の施設の届出件数を（ ）外書き

## 2. 条例改正の視点と方向性

福祉のまちづくりの一層の推進を図るためには、整備基準に基づいた規制によるハードの整備のみならず、施設の管理・運営方法や人的対応などソフト面の対応が大切である。

今回の条例改正では、今まで条例で主に取り組んできた整備基準への適合の実効性を高める工夫と同時に、整備基準の遵守だけでは実現できないソフト面による対応の推進を図る必要がある。

具体的には、~~ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ~~、ユニバーサル社会づくりの視点を明確化し、高齢者、障害者等をはじめとする利用者の意見を聴取し、反映する仕組みを創設し、整備基準による規制の対象とならない既存の施設に対する施策の充実を図ることを意図し、以下の4点を視点として条例改正を行う必要がある。

### (1) ユニバーサル社会づくりの視点の導入明確化

~~障害の有無や年齢の違いなどにかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方の重要性が高まってきています。そのため、成熟社会のまちづくりとして、ユニバーサル社会づくりの視点を導入します。~~

成熟社会のまちづくりとして、ユニバーサル社会づくりの視点を明確化し、障害の有無や年齢の違いなどにかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインを推進する。

### (2) 整備基準の実効性の向上

高齢化の急速な進行等に対応するため、施設のバリアフリー整備を一層確実に推進することが必要である。そのために現行条例の整備基準の義務づけをより明確化し、基準の実効性を高めていく。

### (3) 障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備

~~ユニバーサルデザインの浸透に伴い、障害者や高齢者を含むあらゆる人が社会活動に参加参画でき、ともに支えあうユニバーサル社会づくりが求められている。~~

そのため、新築、既存を問わず、施設整備において障害者等をはじめとする施設利用者の参加を得て、ともに考えながら施設のバリアフリー整備を推進していく。

### (4) 施設のバリアフリー情報公開の推進

高齢者、障害者等が~~外出しやすい~~安心して外出できるまちを実現するためには、施設利用に先立ち、当該施設のバリアフリー情報の容易な入手を可能とする仕組みが必要である。そのため、既存施設も含めた施設の管理者によるバリアフリー情報の公開を推進していく。

### 3 . 条例改正の概要（案）

#### 3 - 1 . ユニバーサル社会づくりの視点の導入明確化

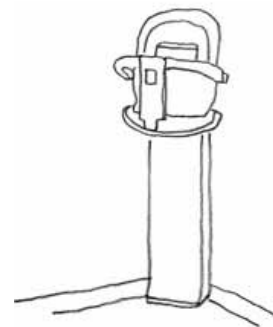
兵庫県では以前より、高齢者、障害者のみならず、多様な利用者を想定して整備基準等の見直しを行ってきた。今回の条例改正ではその考え方を踏まえ、ユニバーサル社会づくりの視点をより明確化して課題やニーズを踏まえた新たな施策に取り組む必要がある。

##### (1) 条例の改定・整備基準の拡充

- ・ 条例の前文において目的としてユニバーサル社会づくりの視点を導入明確化し、条例の対象者に、高齢者、障害者のみならず、妊婦、乳幼児を同伴する人、外国人等を追加する。あわせて、条例名称として「福祉のまちづくり」が引き続きふさわしいかを検討していく。
- ・ 整備基準の見直しにあわせて、高齢者、障害者のみならず妊婦、乳幼児を同伴する人、外国人などの利用者を想定した整備基準を拡充し、特定用途かつ一定規模以上の施設を対象として義務づける。
- ・ また、高齢者、障害者等がより利用しやすく移動しやすい施設を整備するため、聴覚障害や弱視の人なども考慮し多様な利用者を想定して、整備基準、ガイドラインの充実を図る。

##### 《拡充案》

- ベビーチェア等にかかる規定の強化
  - ・ 便房内（男女とも）に乳幼児の体を安全に固定できるいすの設置
- 外国人等にもわかりやすい案内板
  - ・ 外国語標記のある施設案内板の設置
  - ・ パンフレットの常備
- 緊急時の情報提供にかかる規定の強化
  - ・ 点滅型誘導灯などの聴覚障害者・外国人等にもわかりやすい緊急時の情報提供



ベビーチェアの例

##### (2) 「福祉のまちづくり基本方針」の改訂

- ・ 条例に基づき県が定める「福祉のまちづくり基本方針」にユニバーサル社会づくりの視点を導入する。
- ・ 地域の住民、企業等でハード、ソフト両面からの誰もが暮らしやすい先導的なまちづくりに取り組む「ユニバーサル社会づくり推進地区」を「福祉のまちづくり基本方針」に位置づけて重点的に支援していく。

### 3 - 2 . 整備基準の実効性の向上

現行条例では既に「特定施設」に対してバリアフリー整備基準への適合を義務づけている。今回の条例改正ではそれをより明確化するため、バリアフリー法に基づく建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れる必要がある。

#### (1) 「特定施設」に対する整備基準の義務づけの明確化

- ・現行条例の「特定施設」に対する整備基準の義務づけをより明確化するため、建築確認において整備基準への適合が審査・検査されるようにする。ただし、建築確認制度と連動させることのできない鉄道駅舎等については引き続き条例の届出により審査・検査していく。
- ・建築確認制度と連動させるにあたり、寸法規定等の一部を原則にとどめるなど、整備の硬直化を招かないよう考慮する。また、小規模な施設については、やむを得ない場合の適用除外規定を設けるなど事業者の過度な負担とならないよう考慮する。
- ・小規模な増改築を行う場合は、増改築を行う部分のみに整備基準を適用し、既存部分には適用しないなど既存建築物の取り扱いについても事業者の過度な負担とならないよう考慮する。

#### (2) 二重手続きの解消

- ・今回の条例改正により、建築確認において審査・検査されることになる「特定施設」については、条例に基づく届出を廃止する。
- ・なお、現条例で努力義務の対象である小規模購買施設等の届出は引き続き必要となる。

#### 《「特定施設」に対する整備基準の義務づけの明確化》

建築種別	審査手続き等
特定施設	<p style="text-align: center;"><b>整備基準の義務づけの明確化</b>            建築確認において審査・検査            是正命令・立入検査・罰金</p> <p style="text-align: center;">〔ただし、小規模な施設については、やむを得ない場合の適用除外規定を設ける〕</p>
小規模購買施設等	努力規定・・・条例の届出・指導（変更無）
住宅	努力規定・・・手続き無（変更無）



表1 建築確認制度と連動させる施設と規模

&lt; 参考 &gt;

用途	現在建築確認制度と連動している施設と規模 (バリアフリー法の対象規模)	条例改正により建築確認制度と連動させる施設と規模
特別支援学校	2,000 m <sup>2</sup>	全て
病院又は診療所	2,000 m <sup>2</sup>	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	2,000 m <sup>2</sup>	全て
集会場又は公会堂	2,000 m <sup>2</sup>	全て
展示場	2,000 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	2,000 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
ホテル又は旅館	2,000 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	2,000 m <sup>2</sup>	全て
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る)	2,000 m <sup>2</sup>	全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2,000 m <sup>2</sup>	全て
体育館、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはボート場	2,000 m <sup>2</sup>	全て
遊技場	2,000 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
博物館、美術館又は図書館	2,000 m <sup>2</sup>	全て
公衆浴場	2,000 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
飲食店	2,000 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	2,000 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
車両の停車場又は船舶・航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	2,000 m <sup>2</sup>	全て
自動車の停留又は駐車のための施設	2,000 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> 30台
公衆便所	50 m <sup>2</sup>	全て
公共用歩廊	2,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>
学校		全て
保育所等		全て
共同住宅		21戸
寄宿舍等		51戸
事務所		3,000 m <sup>2</sup>
工場		3,000 m <sup>2</sup>
体育館等		全て
自動車教習所		全て
学習塾又は華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		100 m <sup>2</sup>

表2 建築確認制度と連動させる整備基準の主なもの

< 参考 >

一般基準（施設全体に適用される基準）

施設等	現在建築確認制度と連動している整備基準（バリアフリー法の整備基準）	条例改正により建築確認制度と連動させる整備基準
廊下等	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段の上端に近接する部分への誘導ブロックの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段の下端に近接する部分への誘導ブロックの設置</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段部分への手すりの設置</li> <li>段はつまずきにくいものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>踊り場部分への手すりの設置</li> <li>両側手すりの設置</li> <li>側板又は端部の立ち上がりの設置</li> </ul>
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの設置</li> <li>傾斜路の上端に近接する部分への誘導ブロックの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの標準高さ</li> <li>傾斜路の下端に近接する部分への誘導ブロックの設置</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす便房の便座、手すり等の適切な設置</li> <li>利用のための十分な空間の確保</li> <li>オストメイト対応便房の設置</li> <li>床置き式小便器、洗面器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす便房の仕様（出入口の有効幅員、手すり、洗浄装置、便房内部の標準寸法等）</li> <li>腰掛式便房の設置及び使用</li> <li>オストメイト対応便房の仕様（汚物流し、シャワー、鏡、棚等）</li> <li>小便器・洗面器の仕様（高さ、手すり、水洗器具等）</li> <li>出入口の扉の仕様（引き戸式又は手動の開き戸式）</li> <li>おむつ交換台の設置</li> </ul>
ホテル又は旅館の客室	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすで利用できる便房の設置</li> <li>浴室内のシャワー、手すり等の適切な設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の仕上げ</li> <li>車いす便所の仕様</li> <li>浴室の仕様（非常通報ボタン、洗い場から浴槽の上端までの高さ等）</li> </ul>
敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面は滑りにくく、つまずきにくいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>端部の立ち上がり又は側壁の設置</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす用駐車施設の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車区画付近への標識の設置</li> </ul>
浴室等		<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室等の仕様（出入口の有効幅員、手すり、浴槽の縁の上端までの高さ等）</li> </ul>
標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター、便所、駐車施設の表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段、オストメイト、おむつ交換台、券売所の表示</li> </ul>
案内設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター、便所、駐車施設の案内板の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内板の仕様（高さ、照明、文字等への配慮）</li> </ul>

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者便房、駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	現在建築確認制度と連動している整備基準（バリアフリー法の整備基準）	条例改正により建築確認制度と連動させる整備基準
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の有効幅員</li> <li>扉の前後の水平面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の扉の仕様（引き戸式又は手動の開き戸式、衝突防止）</li> <li>自動回転扉の仕様</li> </ul>
廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下の幅員</li> <li>車いすの転回場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隅切り又は面取り</li> <li>手すりの設置</li> <li>授乳所の設置</li> <li>記載用カウンター、公衆電話所を設置する場合の仕様</li> <li>固定観覧席の設置</li> <li>集団補聴設備の設置</li> </ul>
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路の幅員</li> <li>傾斜の勾配・踊場の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>端部の立ち上がり又は側壁の設置</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの設置（直上、直下階のみの場合は除く）</li> <li>がご内部の寸法</li> <li>利用しやすい制御装置の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの設置（直上、直下階の場合も設置）</li> <li>手すり、鏡の設置</li> <li>制御装置の仕様</li> </ul>
特殊な構造の昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>段差解消機の仕様</li> <li>エスカレーターの仕様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口部分への水平面の設置</li> </ul>
敷地内通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>通路の幅員</li> <li>車いすの転回場所</li> <li>傾斜路の仕様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩車道の分離</li> <li>排水溝の仕様</li> </ul>

視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	現在建築確認制度と連動している整備基準（バリアフリー法の整備基準）	条例改正により建築確認制度と連動させる整備基準
案内設備までの経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導ブロックの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車路の接する部分、段、傾斜路の下端への誘導ブロックの設置</li> </ul>

現行条例の整備基準をバリアフリー法の整備基準の項目に沿って再構成する。  
整備基準の一部は一定規模以上の施設に限って適用される。

### 3 - 3 . 障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備

施設をより利用しやすいものとするためには、整備基準に沿った施設整備だけでなく、施設の管理、運営方法や人の対応などソフト面の取組みも重要である。

そこで、県民の「参画と協働」により、ハード、ソフトの両面から利用しやすい施設整備を推進するため、新築等施設のみならず、既存施設を含めてバリアフリー整備に際して高齢者、障害者など利用者の意見を聴き、それを反映していくための制度を創設する必要がある。

#### (1) 新築、既存施設のチェック&アドバイス制度の創設

チェック&アドバイス制度

- ・ 特定用途かつ一定規模以上の新築等施設と既存施設建設後、一定期間管理運営された施設等を対象に、障害者及び専門家によるバリアフリーチェックと改善のアドバイスを実施する仕組みを創設する(努力規定)。チェック&アドバイス制度ではハード整備に加えて管理・運営方法や人的介助等のソフト対策も併せて評価する。

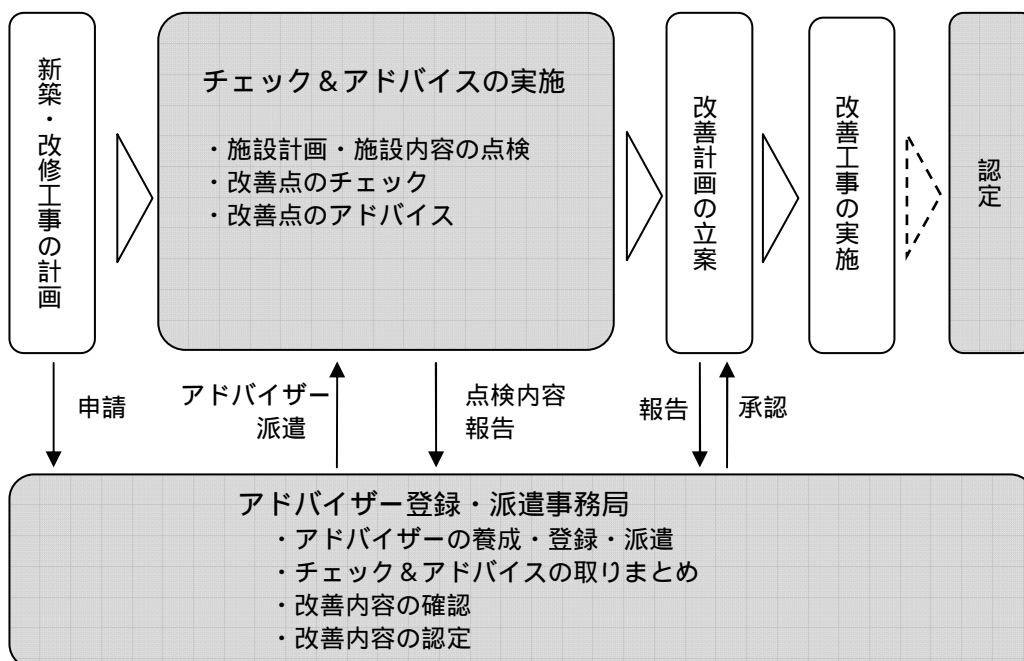
認定制度

- ・ 新築等施設及び建設後、一定期間管理運営された施設を対象にチェック&アドバイス制度を活用し、障害者等が利用しやすい施設として整備を行ったことに対し認定書を交付する。

#### (2) チェック&アドバイス支援制度の創設

- ・ チェック&アドバイス制度を支えるために、障害者等の利用者、建築・福祉分野の専門家からアドバイザーを養成し登録する仕組みを創設する。
- ・ チェック&アドバイスの成果を蓄積、活用し、整備基準やガイドラインへの反映、新たな提案等につなげていく仕組みを作る。

<チェック&アドバイス制度の流れ>



### 3 - 4 . 施設のバリアフリー情報公開の推進

高齢者、障害者等が外出しやすいまちを実現するためには、施設の利用に先立って当該施設のバリアフリー整備の情報が容易に入手できることが重要である。

そこで、利用者が施設利用に際して事前に情報を入手できるよう、既存施設も含めた特定用途かつ一定規模以上の施設の管理者に対して、当該施設のバリアフリー情報をホームページ等で公開することを義務付ける必要がある。

#### <バリアフリー情報公開の概要(案)>

対象施設	不特定多数の人が利用する一定規模以上の施設	
	用途	対象規模
	<del>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</del> 集会場又は公会堂 展示場 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 <del>体育館、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、</del> <del>若しくはボートリング場</del> 公衆浴場 飲食店	床面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 集会場又は公会堂 体育館、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、 若しくはボートリング場 保健所、税務署その他不特定多数の人が利用する官公署 博物館、美術館又は図書館	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上
	ホテル又は旅館	客室 50 室以上
	保健所、税務署その他不特定多数の人が利用する官公署	
	原則として全てのもの	
公開方法	事業者が施設ホームページで公開 ・トップページから「バリアフリー情報」のページへのリンク ・絵表示 ×表示 案内図等によるわかりやすい表示 施設外部出入口付近への案内板の設置 ・触知標記、音声誘導等の付設 パンフレット ・外国語による表記等	
公開内容	施設のバリアフリー設備の状況 ・未整備の情報もあわせて公開 施設運営面の情報 ・人的な対応の可否など 施設までの経路情報 ・最寄り駅からの経路、駐車施設等	



## (参考1) 条例改正スケジュール

- H21. 9 ・まちづくり政策審議会
- H21.12 ・関係団体等協議
- H22. 1 ・まちづくり政策審議会に諮問  
・福祉のまちづくり小委員会設置
- H22.1～ ・小委員会における検討  
・第1回 1/6  
・第2回 3/24  
・第3回 5/17  
・第4回 6/28
- H22. 8 ・まちづくり政策審議会
- H22.8～9 ・パブリックコメントの実施
- H22.10 ・小委員会における検討  
・第5回 10/19
- H22.10 ・まちづくり政策審議会から答申
- H22 中 ・県議会上程・改正条例の公布
- H23 ・改正条例施行予定

### 福祉のまちづくり検討小委員会名簿

氏名	職名	分野
小川英一	(財)身体障害者福祉協会理事長	障害福祉
相良二郎	神戸芸術工科大学大学院教授	福祉機器
新田保次	大阪大学大学院教授	交通バリアフリー
*根本敏行	静岡文化芸術大学大学院教授	都市政策
室崎千重	福祉のまちづくり研究所研究員	福祉住環境
森綾子	宝塚NPOセンター専務理事	高齢者福祉

\*委員長

# (参考2) 福祉のまちづくり条例の改正の基本的な考え方(概要)

## 1 現行条例の仕組みと施行状況

高齢者、障害者等がいいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、全国に先駆け、「福祉のまちづくり条例」を平成4年に制定、平成5年から施行。

福祉・教育施設、公共施設、住宅等のバリアフリー整備基準を定め、高齢者等に配慮した施設整備等を促進。

(参考) 本県における条例制定以降、現在すべての都道府県が同種の条例を制定済

### (1) 現行条例の仕組み

不特定多数が利用する施設等(特定施設)は「特定施設整備基準」を遵守しなければならない。

《届出・指導・勧告・公表》

生活に密着した身近な店舗等(小規模購買施設等)は、「小規模購買施設等整備基準」に適合するよう努めなければならない。

《届出・指導》

全ての住宅は、「住宅整備基準」に適合するよう努めなければならない。

《手続き無》

対象施設	《特定施設：H5～》 公益的施設：社会福祉・医療・教育文化施設、官公庁、駅、100㎡以上の店舗等 公共施設：道路、公園等 共同住宅等：21戸以上の共同住宅、3000㎡以上の事務所等
	《小規模購買施設等：H14～》 100㎡以下の物販店舗、飲食店等 《住宅：H8～》 戸建住宅・長屋住宅・共同住宅の専用部分、20戸以下の共同住宅の共用部分
主な整備基準	通路：視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差解消等 出入口：幅員の確保等 廊下：幅員の確保等 階段：手すりの設置等 E V：かごの大きさの確保等 便所：車いす利用できる便所の設置等 駐車場：車いす利用者区画の設置等

### (2) 条例施行の施行状況

施設の新築等において提出される届出件数は、特定施設の届出件数は、特定施設が平成5年以降累計で約2万1千件、小規模購買施設等が平成14年以降累計で約2千百件(平成21年末現在)

《特定施設の届出件数の推移(暦年)》(単位：件)

区分	17年	18年	19年	20年	21年
件数	1,754 (288)	1,816 (322)	1,545 (313)	1,371 (290)	1,174 (220)
累計	15,641 (956)	17,457 (1,278)	19,002 (1,591)	20,373 (1,881)	21,547 (2,101)

小規模購買施設等の施設の届出件数を( )外書き

届出審査ほかの条例手続きは、特例条例により全市町に事務委任

## 2 条例改正の視点と方向性

### (1) ユニバーサル社会づくりの視点の導入明確化

成熟社会のまちづくりとして、ユニバーサル社会づくりの視点の導入明確化が必要

ユニバーサル社会づくりの視点を明確化し、対象者を追加するとともに、整備基準を拡充

### (2) 整備基準の実効性の向上

高齢化の急速な進行等に対応するため、施設のバリアフリー整備を一層確実に推進することが必要

現行条例の整備基準の義務づけをより明確化

### (3) 障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備

障害者や高齢者を含むあらゆる人が社会活動に参加参画でき、ともに支えあうユニバーサル社会づくりが必要  
バリアフリー整備に際して、障害者などの利用者の目線でチェックする仕組みを創設

### (4) 施設のバリアフリー情報公開の推進

障害者等が施設利用に先立ち、当該施設のバリアフリー情報の容易な入手を可能とする仕組みが必要  
既存施設も含めた施設の管理者にバリアフリー情報の公開を義務づけ

### ～ 条例改正の背景 ～

条例制定以降、15年余が経過した現在、条例を取りまく状況が大きく変化し、条例改正の必要性が高まっている。

#### (1) 高齢化の急速な進行

本県の高齢化率(65歳以上人口比率)  
・(H7) 14% (H20) 21% (H47) 35%

#### (2) 国における法整備の進展

ハートビル法(H6)、交通バリアフリー法(H12)の制定  
上記を統合したバリアフリー法(H18)の制定(整備基準は適合義務規定)  
条例委任により、対象建築物の用途、面積の拡大、整備基準の追加が可能

#### (参考) 他都府県の条例改正の動き

11の都府県において、法委任規定を設けることにより、整備基準の適合義務化を図る条例改正を実施済

委任条例化の年度	都府県名
H18年度	東京都、京都府、熊本県
H19年度	徳島県、石川県、岩手県
H20年度	山形県、鳥取県、埼玉県
H21年度	大阪府、神奈川県

#### (3) 本県の新たなまちづくり関連施策の展開

震災を契機とした成熟社会のまちづくりの推進  
・まちづくり基本条例の制定、基本方針の策定(H11)  
参画と協働の一層の推進  
・県民の参画と協働の推進に関する条例(H14)  
ユニバーサル社会づくりの推進  
・ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の策定(H17)

## 3 条例改正の概要(案)

### (1) ユニバーサル社会づくり視点の導入明確化

条例の改定・追加

高齢者、障害者のみならず、妊婦、乳幼児を同伴する人、外国人等を条例の対象者に追加し、それらの利用者を想定した整備基準を拡充

条例名称として「福祉のまちづくり」が引き続きふさわしいかを検討

「福祉のまちづくり基本方針」の改訂

「福祉のまちづくり基本方針」に誰もが暮らしやすい先導的なまちづくりに取り組む「ユニバーサル社会づくり推進地区」を位置付けて重点的に支援

### (2) 整備基準の実効性の向上

「特定施設」に対する整備基準の義務づけの明確化

現行条例の「特定施設」に対する整備基準の義務づけをより明確化するため、バリアフリー法に基づく建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを導入

ただし、建築確認と連動させることのできない駅舎等については条例の届出・審査を継続

建築確認制度との連動に際しては、小規模な施設への適用除外規定を設け、寸法規定の一部を原則にとどめて整備の硬直化を避けるなど、過度な負担を避けるためきめ細やかに配慮

また、小規模な増改築を行う場合の整備基準の適用は、増改築を行う部分に限定するなど既存建築物の取り扱いについても過度な負担を回避

二重手続きの解消

建築確認で審査・検査される「特定施設」にかかる届出を廃止して二重審査を解消

現条例で努力義務である小規模購買施設の届出は継続

### (3) 障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備

新築・既存施設のチェック&アドバイス制度の創設

特定用途かつ一定規模以上の新築等施設と既存施設建設後、一定期間管理運営された施設等を対象に、障害者及び専門家によるバリアフリーチェックと改善のアドバイスを実施する制度を創設  
新築等施設及び既存施設建設後、一定期間管理運営された施設を対象にチェック&アドバイス制度を活用し、障害者等が利用しやすい施設として整備を行ったことに対し認定書を交付

### (4) 施設のバリアフリー情報公開の推進

障害者等が施設利用に際して事前に情報入手できるよう、既存施設も含めた特定用途かつ一定規模以上の施設の管理者に、当該施設のバリアフリー情報のHP等での公開を義務付け  
バリアフリー化されていない情報も明示し、併せて、人的介助の可否などソフト対策も公開

《「特定施設」に対する整備基準の義務づけの明確化》

建築種別	審査手続き等
特定施設	整備基準の義務づけの明確化 建築確認制度により審査・検査 是正命令・立入検査・罰金  (ただし、小規模な施設等で、義務規定とすべきでない整備基準は適用除外)
小規模購買施設等	努力規定・・・条例の届出・指導(変更無)
住宅	努力規定・・・手続き無(変更無)

## 4 条例改正スケジュール

《福祉のまちづくり検討小委員会》\*委員長

氏名	職名	分野
小川英一	(財)身体障害者福祉協会理事長	障害福祉
相良二郎	神戸芸術工科大学大学院教授	福祉機器
新田保次	大阪大学大学院教授	交通バリアフリー
*根本敏行	静岡文化芸術大学大学院教授	都市政策
室崎千重	福祉のまちづくり研究所研究員	福祉住環境
森綾子	宝塚NPOセンター専務理事	高齢者福祉

H21.9・まちづくり政策審議会  
H21.12・関係団体協議  
H22.1・まちづくり政策審議会に諮問  
・福祉のまちづくり小委員会設置  
H22.1～・小委員会における検討  
H22.8～・パブリックコメントの実施  
H22・県議会上程、条例改正  
H23・改正条例施行